

K120.1

20

1

内藤恥叟謹述

奉  
勅  
修  
訂  
金  
鑄

卷之一

版權所有

集英堂藏板

勅 諭

朕惟アニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ  
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億  
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國  
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民  
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉  
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習セ以テ  
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ  
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義  
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼ス一シ是ノ  
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ  
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道人實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民  
ノ俱ニ遵守シ一千年所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ  
中外ニ施シテ博ラス朕爾臣民ト俱ニ拳ニ服膺シテ  
歲其德ヲ一ニセシコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

勅修身鑑

緒言

一此ノ書題シテ奉 勅修身鑑ト曰フ明治二十三年  
十月三十日賜フ所ノ 勅諭ノ 聖旨ヲ欽奉シテ

修身人要義ヲ序述シタルニヨリテナリ

一此ノ書小學尋常科生徒誦讀ノ用ニ供センガ爲メ  
二編述スルヲ以テ其ノ綱領序次一ニ文部省令第  
十一號小學教則大綱ニ遵ヒ融會貫通シテ以テ兒  
童ノ精神ヲ陶冶センコトヲ期ス

一毎章徃々古人ノ事蹟ヲ圖畫シテ其ノ略解ヲ附ス  
兒童ヲシテ觀テ以テ感發スル所アラシメンガ爲  
メナリ

一凡リ教師此ノ書ヲ以テ童兒ニ課スルニ臨ンデハ  
更ニ之レニ適スル古今ノ嘉言善行ヲ話説シ以テ  
專ラ尊王愛國ノ志氣ヲ養ハンコトヲ要ス

一此ノ書ノ外ニ教師ノ参考ニ供スル書アリ題シテ  
奉勅修身鑑教師用ト曰フ此ノ書ヲ講スルモノ  
必ズ先ヅ其ノ書ニ就キ細ニ其ノ意ヲ酌ミテ之レ  
ガ解説ヲ施スベシ然ラザレバ兒童ノ志氣ヲ養フ  
ニ於テ大ニ此ノ書ノ主意ト背馳スルコトアラン  
ヲ恐ル 皇國彝倫ノ大本ハ悉ク其ノ書ニ於テ彰  
彰タリ

明治二十五年二月

内藤恥叟　述

# 勅修身鑑卷之一

## 第一章 忠孝

内藤恥叟　謹述

忠孝の二つは、人の道のたほもと  
なり。

○このたほもとを、たゞ一くわこな  
ひて、國をまもるは、御國にうまれ

一人のつとめなり。

## 第二節

○國に、天皇まくくて、世々、  
うの御恩ごおんをかうむれば、これにむく  
ゆべき忠の道あり。

○人は、先祖父母せんそおふくありて、この世に  
生れ、うの大恩をかうむれば、これ  
にむくゆべき孝の道あり。

楠正成公は河内の人すり 後醍醐天皇の  
勅をうけて尊氏をうなんとてなす。時櫻  
井の宿にすねん子正行に忠孝のきくと  
のこり遂に湊川にて討死して忠臣の名を  
後の世にかずやかにたまつり



第三節

○此の國にうまるゝ人は、幼き時より、天皇に忠なると、父母に孝なるとの、二つの道を、一ばらくもわするべからず。

第二章 孝行

第一節

○父母は、われをうみ、われをうだ

てたまへる、恩人なり。  
○父母なけれど、わが身なし。父母なけれど、成長せず。  
○故に、子たるもののは、父母の大恩をわきまへて、孝行をつくすべし。これ、人の道のはじめなり。

第二節

○孝行のだい一は、すなほなるにあ



萬吉は伊勢の國す。農家の子す。父にはやくわれいとけす。身に東海道を上り下りする人の荷をかつきわらがちん錢をしてやうる母をやへ。孝行をう一がため事將軍家にきこひてあす。おほびをなまほ孝子の名を後世にこう

り。

○父母のたふせは、なにごとによらず、いたがふべし。

○父母のたふせにうむくものは、不孝の人なり。

### 第三章 友愛

#### 第一節

○兄弟・姉妹と、なかむつましくする

を友愛といふ。

○兄弟には、うやまひてつかふべし。

○弟妹は、愛して親むべし。

## 第二節

○兄弟は、左右の手のごとくたがひに相たすくべし。

○兄弟と、なかあしくする人は、みづからわが手をうしなふにれたるべし。



## 第四章 信實

### 第一節

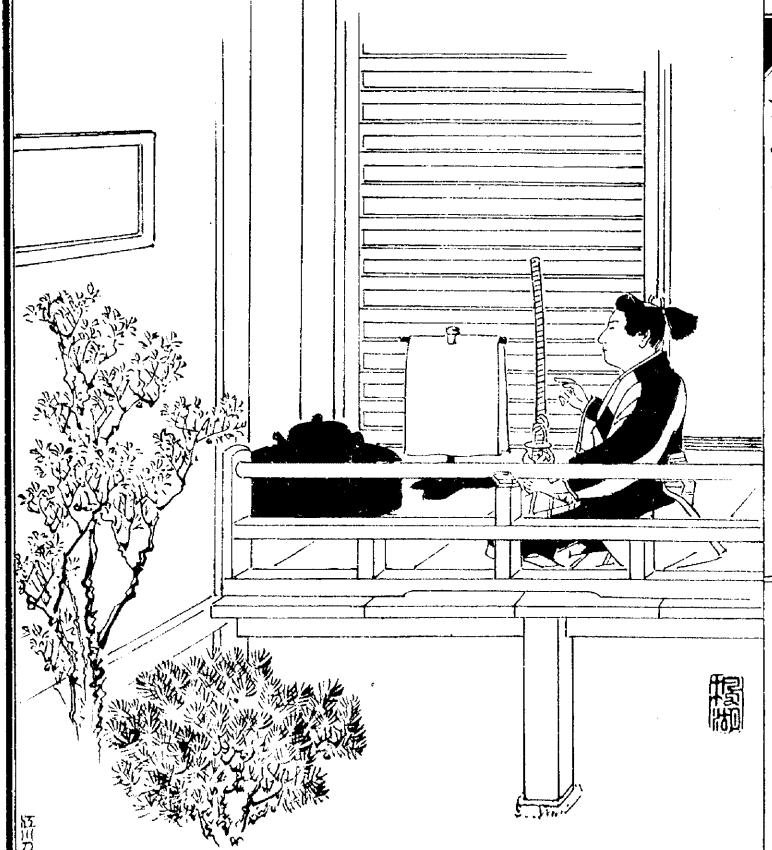
- 人のたこなひは、信を本とす。
- 信とは、いつはらぬことなり。い  
つはらぬは、すなはち正直ゆうぢきなり。
- 人として信なきは、あたかも車の  
くさびなきが如し。

### 第二節

- 正直ならぬものは、人に信ぜられ  
ず。人に信ぜられざるものは、身に  
いかなる才能さいのうありとも、世に立つこ  
とかなひがたり。
- 正直のかうべに神かみやどるとは、正  
直なる人は、世のたすけを得て、さ  
いはひをうくることをいへるなり。

### 第三節

森蘭丸は信長公の小姓  
まりある時信長公  
の刀のさやのさみ目  
をかずへ居たるを信  
長公ご覽下て人々を  
めーこのさみ目の數  
をあてたる者にとの  
力をやうんとのたまひ  
一に蘭丸は甚はるや  
知り居れば申さず  
と答へけり信長公  
ろの正直をほめて其  
の刀を下されけり



- 人の世に立つは 朋友ともとしたますばあるべからず。
- 朋友ともとしたまんには 真實しんじつを以もつて相交り、うの力ちからとならんことをつとむべし。

## 第五章 禮敬

### 第一節

- 子たるもののは 出づるにも、入る

にも、必ず父母に告げよ。

○告げずして、先より先へ行くべからず。

## 第二節

○學校にいでは、師のを一へに、  
うむくことなけれ。

○師は、父母にかはりて、われを教  
へたまふ人なれば、これをうやまふ



細井平洲先生上杉治憲朝臣す  
聘せらきて米澤にくる朝臣其の  
身侯伯の尊きをまられて郊  
外に出で迎へ先生よ師事をも  
こと甚ざ勤めたまへり世よ鷹山  
公と稱すい朝臣の事なり

こと、父母を敬ふごとくせよ。  
○年たけたる人、目上なる人には、  
つねに禮敬をつくすべし。

## 第六章 恭儉

### 第一節

○身をつゝみて、たどりたかぶら  
ざるを、恭といふ。  
○たどりたかぶらざるは、わざはひ

をさけて、身を安全にするの、もと  
めなり。

○たごる平家は久一からずとの、こ  
とわざをたもふべし。

### 第二節

○常に金錢の用ひ方をつゝみて、  
無益のことにつけひやさざるを、儉と  
いふ。

徳川家康公常に麥飯  
を食一たまふを近習の  
者ある時下に米飯をもり  
上に麥をちらしてまわら  
せければ公殊の外御不  
興ありて儉約り左やうの  
ものよむくす人ハ農夫  
の辛苦をよく知るべき  
ものよりとて厚くさと  
いたまひーとすん



○ 儉なる時は、家富み、儉ならざる  
時は、家まづし。

○ 我が無益のたごりをつゝ一みて、  
家をゆたかにし、人を惠めぐらまんことを  
つとむるは、人の道なり。

### 第七章 仁慈

#### 第一節

○ 人をすくひ、物をあはれむを、仁

鉢木宇右衛門の出  
羽の人にてすさけ  
ある人すうあるき  
んの年門に女子子  
の乞食來まつて  
宇右衛門夫婦は  
見てその娘をよび  
あのほれども女子  
子におん身の着物  
をやりたまひといひ  
けり娘のあまづ  
其の上着をぬがそ  
どうせ一とぞ



慈といふ。

○仁慈の心深きものは、無益に物を  
くるしめず。又物のいのちを取り  
て、我がたのしみとすることなし。  
○仁は萬善の本なり。

第八章 勸勉

第一節

○物を學び習ふときは、心を外にち

らすべからず。

○ よう見をし、はなしをし、手にて  
いたづらなどするものは、外に心  
のある、くようこなり。

○ かゝるもののは、物を習ひても、た  
ぼゆることなし。

第二節

○ 人は、生れながらにして、知るもの

のにあらず。學びて後に、知るもの  
なり。

○ これを知るのみちは、師にいたが  
ひて學ぶと、友につきてみがくを以  
て、第一とす。

第三節

○ すべて事は、つとむるによりて成  
る。

攝政藤原道長公あゝ日  
途まで十三ばかりなる  
童兒の馬をひまつ?書  
をよむを見られけり不  
思議もあもひ連れ歸り  
てよき師よつけて學べ  
せけむに後上達して大  
江時棟と名のり博士と  
まれり



- 其の身オつたなく、物事にわくる  
とも、ひたすらつとめて、わこたら  
ざれば、必ず上達するものなり。
- 「人一たびして、これを能くせば、  
己れこれを百たびせよ。人十たびし  
て、これを能くせば、己れこれを千  
たびせよ」といふことあり。

K 1201  
勅奉修身鑑卷之一 終

明治二十五年二月八日印刷

定價金五錢五厘

明治二十五年二月十日出版

版權所

著者

東京府平民

内藤恵叟

發行兼  
印刷者

東京府平民  
小林八郎

東京市小石川區金富町五十二番地  
東京市日本橋區通旅籠町十一番地

發賣所

集英堂本店  
東京市日本橋區通旅籠町十一番地  
賣捌所  
各府縣下書肆

